慶應義塾大学学術情報リポジトリ
Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	〔商法二〇八〕 手形振出の原因関係が詐欺によって取り消された場合に、振出人、手形保証人に悪意の抗弁が認められた事例 (東京地裁昭和五〇年五月一二日判決)
Sub Title	
Author	黄, 清渓(Ko, Seikei) 商法研究会(Shoho kenkyukai)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	1981
Jtitle	法學研究 : 法律・ 政治・ 社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.54, No.4 (1981. 4) ,p.114- 119
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	判例研究
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19810415-0114

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

判例研究

〔商法　二〇八〕　手形振出の原因関係が詐欺によつて取り消された場合に、振出人、手形保証人に悪意の抗弁が認められた事例。

（約束手形金請求（異議申立）事件、東京地裁昭四七(ワ)七〇九一号、昭50・5・12民七部判決判例時報七八八号九五頁）

〔判示事項〕

手形振出の原因関係が詐欺によつて取り消された場合に、振出人、手形保証人に悪意の抗弁が認められた事例

〔参照条文〕

一につき、手形法一七条

二につき、手形法一七条、三二条Ⅱ

〔事　実〕

被告学院Y_1は昭和四六年四月に学部を創設したが、創設に必要な資金を得ようとして、Y_1学院の常務理事兼学長の地位にあつたY_2は、Y_1振出の約束手形一〇通を持参し、A_1 A_2の事務所に訪ね、振出人のために手形保証をすべく自ら署名、捺印したうえ、これら約束手形の割引を同人らに依頼して交付した。

ところで、A_1 A_2は、当時割引すると称して他から取得した約束手形について割引依頼者から代金の支払を督促され、この金策に窮した結果、別の手形を手に入れ、これを換金して先の割引代金の支払にあてることを計画し、新な手形割引依頼者には割引代金としてごく少額を支払うことにして急場をしのぐ相談をしていたところであつた、本件手形を割引く資力がないのはもちん、他から割引を受けることのできる確かな見込みもないのに、いかにもすぐ割引代金を交付するかのようにして、Y_2に対し・とりあえず割引代金の小部分を同年四月二〇日に、残代金は同月二三日に清算して支払うなどと述べたため、そのとおり支払を受けうると誤信したY_2から前記の手形を交付させた。この一〇通のうちの一通が本件手形である。Y_2はその後右の手形はA_1 A_2らに詐取されたことを気付き、翌四月一六日、手形の返還を求め、五通を取戻すことができたが、その余は所在不明でその返還を受けられず、もとより割引代金の支払も受けられなかつた。

A_1 A_2は手形を取得した後、金融ブローカーであるBに割引先の紹

介を依頼した。Cは以前から別件に同じBの斡旋でA_1 A_2の手形を割り引いていたが、その手形の担保としてBから本件手形を取得した。したがつて、本件手形は、Y_1からA_1 A_2へ、そしてCへと流通したと認められる

Xは Cのいわゆるメインバンクとしてこれと種々の金融取引を継続していたのであるが、Cは、Xから小切手・手形の買戻し義務の履行と手形貸付金の返済を求められたので、本件手形を他の約束手形の買戻し金支払のためXに裏書譲渡することとなつた。そして、C及びXが本件手形を取得する際、それぞれ支払銀行に対し信用照会をしており、詐取されたものであるとの返答を受けたとみられる。

本件はY_1 Y_2らがXの手形金請求の認められた判決に対する異議申立事件である。

〔判　旨〕

「本件手形は、Y_1からA_1及びA_2、同人らからB、同人からCへと引渡されていつたことが認められるが、Bは本件手形を割引先のあつせんを依頼されてA_1及びA_2から預かつていた者にすぎないことも同様に認めうるから、本件手形の流通経路において独立した法的立場にあるとは認め難い。したがつて、本件手形は、Y_1からA_1及びA_2へ、同人らからCへと流通したと認めるべきである。」

「Cは本件手形を取得する前に、すでに、被告ら及び大和銀行柏支店に対し本件手形につき信用照会をし、いずれの場合にも本件手形が詐取されたものと返答を受けたとみるのが相当である。以上の次第で、Cは、本件手形を取得するとき、Y_1が本件手形の交付を受けた者に対し原因関係に基づく抗弁を有することを認識し、かつ本件の取得によつてY_1を害することになるのを知つていたというほかはない。」

「Xの本件手形の担当者であるDは、同年七月一三日もしくは翌一四日に大和銀行柏支店に電話で本件手形の信用照会した際、本件手形につきY_1がその最初の取得者に対し、原因関係上の何らかの抗弁によりその返還を求めうることを知つたとみるべきである。したがつて、Xもこのとき右事情のあることを知つたといわねばならない。Xが本件手形の受入れのための諸手続を終えたのは、同年七月一四日であることが認められ、このような諸手続を終えたときとXが前記のような事情を知つた時期は、ほぼ一致する。以上説示したところに照らすと、Xは、本件手形につきY_1がその最初の取得者に対し原因関係に基づく抗弁を有することを知りながら、かつ、本件手形を取得することによつてY_1を害することになるのを知つて本件手形を取得したものというべきである。」

「本件手形は割引によつて金融を得る目的のために振出され、Y_2は振出人のために手形保証をしたのである。ところが、振出人であるY_1と割引を依頼されて本件手形の交付を受け最初の所持人となつたA_1及びA_2らとの間の割引契約は、その契約におけるY_1の意思表示が取消された結果無効となり、かつ、同人らは割引代金をまつたく支払つていないままであつたから、Y_2の手形保証の原因も消滅し、同人らがY_2に本件手形金の請求をすることも許されなくなつたとい

うべきである。そして、本件手形をA_1及びA_2から取得したC、Cから裏書譲渡を受けたXのいずれもが、手形法第七七条、第一七条但書にいう害意取得者である以上、手形保証人のY_2は、C及びXに対し自己の抗弁を主張して、本件手形金の支払を拒みうるものである。」

〔評　釈〕

本件判旨は①手形所持人Xによる害意の手形取得を認定し、Xの振出人Y_1に対する請求は悪意の抗弁によつて認められないという点及び②保証人Y_2は自己の抗弁を主張できるから、所持人XのY_2に対する手形金請求も悪意の抗弁として認められないとの二点にわたつて判示している。以下順次考察する。

一　手形の悪意の抗弁は、旧商法下においては、明文の規定を欠いていたが、判例、通説は、人的抗弁事由の存在については単なる認識で足りるとし、その場合の手形の取得については、悪意の抗弁が成立するとしていた。ところで、統一手形法の採用によつて、現行法一七条証書には「債務者ヲ害スルコトヲ知リテ手形ヲ取得シタルトキ」という明文規定が設けられた。この文言の表現をめぐつて様々な解釈が展開されている。初期の学説は、当然のことながら法文の表現を意識し、旧法下と異なつた解釈をした。すなわち、所持人と前者との間に共謀があつたり、債務者を害する意思を有する必要はないが、たんに、抗弁の存在を知るだけでは足りず、債務者の利益が害されることを認識することを要するとした（田中（耕）・手形法小切手法概論一八四頁、伊沢・手形法・小切手法二一六頁）。その後、抗弁事由の多様性に鑑み、抗弁事由の存在を知つているだけでは、債務者を害することを知つていたとみられるか否かは、それだけでは必ずしも明らかではないとの認識から、所持人が手形取得のときに抗弁の存在を認識していれば、特別な事情のないかぎり、債務者を害することを知つて取得したことになるとのいわゆる了知説が唱えられた（竹田・手形法・小切手法四七頁、鈴木・手形法・小切手法二四八頁）。更に、満期において債務者が抗弁を主張することが客観的に確実だという認識を有していたとみとめられることに求めるべきであるとするいわゆる抗弁主張の確実性認識説が提唱されている（河本「手形法における悪意の抗弁」民商三六巻四号五二五頁以下）。この説は、近時の学説・判例から多く支持されている。ところで、抗弁主張の確実性の認識からでは必ずしも、悪意の抗弁が成立するものではなく、その抗弁が現実に切断される場合にはじめて債務者に実質的な不利益が生じるので、かかる実質的損害を認識しつつ、手形を取得した所持人をして、始めて悪意の抗弁は認められるとの見解も有力になされている（高窪・私法二〇号一一四頁以下）。

了知説・抗弁主張の確実性認識説両説とも、抗弁事由の存在の認識を基礎として立論しているから、理論構成に大差はない、すなわち・債務者の、手形所持人の前者に対する抗弁事由の存在を知りながら、当該抗弁事由は自己には対抗できぬものであるとの認識をもつて、あえて手形を取得するため、当然の結果として、債務者が害されることを知つていることになるとの立論である。しかしこの構成は最終的には抗弁事由の存在と、抗弁制限の効果を認識したことを

意味するだけであつて、それに債務者が害されることを知つているという点を結びつけるのは、理論的に飛躍があると思われる。この程度で悪意の抗弁を認めるならば、まさに、取得者の主観的な善意取得を要件とすることになり、悪意の抗弁制度と善意取得の制度を混同するものである。悪意の抗弁は権利の存在を問題とし、これは権利帰属を問題とする善意取得制度と要件を異にするのは当然である。

悪意の抗弁の法的意義は、抗弁制限の法的意義をいかに解釈するかによつて差異が生じてくる。通説は、手形の流通を円滑にし、取得者の安全を保護するため、債務者の抗弁をできるだけ制限する必要性から、本来承継されるべき抗弁を手形法一七条本文をもつて切断したのであり、その意味で、抗弁制限は一種の法技術制度と解しうる。この観点からすれば、悪意の取得者に対して抗弁制限の利益を与える必要はないのであるから、一七条但書の悪意の抗弁は当然のことを規定したと言える。そうであれば、悪意の抗弁の要件も、善意取得と同様に善意、悪意によつて構成されるとの傾向は自然に生じてくる。しかしながら、私見によれば、抗弁制限の制度は、そのような性質のものではない。けだし、手形行為が成立している以上、当然、債務者は手形文言通りの債務を負うことになり、債務者は前者に対する抗弁事由が存在しても、本来、これを所持人に対抗しえないのであつて、取得者は完全な手形権利を取得するからである。ただ、所持人の取得行為自体に帰責事由が存在しているときにも、無制限にその権利行使を認めると、逆に信義、公平の法の精神に反することになる。そこで手形法はこれは問題として取り上げ、権利行使の面から抑制しようとしたのが悪意の抗弁の問題であると考える。かくして、「害スルコトヲ知」るということは、結局単なる抗弁事由の存在に関する善意悪意の問題ではなく、債務者の実質的損害の認識をもつて足るとの見解が妥当だと思われる。具体的には、債務者の実質的損害は、前者の無資力化の事実の認識が主要なメルクマールとなる。例えば、原因関係の契約が解除されただけではまだ債務者に実質損害を生ぜしめるとはかぎらず、契約解除の結果、債務者の前者に対する原状回復のための請求が前者の無資力になるという事情があつて、はじめて債務者に実質的損害が生じる。この事情を知りつつ、手形を取得するときに悪意の抗弁が成立する。この立場に立てば、結局、債務者は手形金を支払わなければならず、その支払つた手形金は前者に対する、原状回復の請求によつて取り戻すことになる。債務者は手形制度を利用する以上、このような不利な立場を甘受せねばならないことは、当然の前提である。

本件事案をみると、Y_1は本件手形の振出の原因はA_1A_2の詐欺によるものであるから、所持人X及びその前者Cが手形取得時点には、すでに原因関係上の契約は取り消されあるいは取り消されるに至ることを知りながら、本件手形を取得するのであるから、C及びXはその意味で、Y_1を害することになるのを知つてて本件手形を取得したものと認定されたことは妥当といえる。原因関係に詐欺の事実がある場合、この事実を知つて手形を取得するだけで、取消権は行使されたか否かとのことについて不知であつても差支えはない。けだ

し、債務者としては代金の支払を現実に請求されたならば、取消権の行使をするであろうことは、かなり確実だからである。この点についての判旨の論及は正当である。

本件は原因関係上の詐欺の事案であるから、前述のどの説にしたがつても結果は同一に帰し、悪意の抗弁は認められる。したがつて、判旨がいかなる説に立脚して判決をなしたかは不明である。本件判決は、この点を明らかにすべきであつた。なお、判旨がXの悪意を認定するに先だち、Cの悪意をまず、問題とした点は正しい。なぜなら、一七条但書の所持人の悪意は直接の前者の抗弁事由に関する規定であるからである。

二　手形保証人Y_2は被保証人Y_1の抗弁事由を援用して、所持人Xに抗弁の主張ができるかという問題は手形保証行為の独立性と従属性とにかかわる問題であつて、論議のわかれるところである。しかし、本件判旨はこの問題にはまつたく触れず、直接にY_2の自己の固有の抗弁を認めている。

もともと、手形保証行為が独立して存在している以上、理論的には、原因関係が存在しているはずである。しかし、この点に論及して問題の解決をなそうとする学説（木内・倉沢・シンポジューム手形・小切手法三八八頁、斉藤・商事法務八三九号二三頁本件判例評釈）・判例（大阪高判昭和四三・七・三〇金融法務事情五二〇号二六頁）は少ない。それは結局、一方において、手形保証の独立性及び従属性の問題に気をとられすぎ、他方おいて、手形保証行為はすべて原因関係が存在するともいえないという点で無視され易すいからである。例えば、振出人たる被保証人の要請で直接保証人として手形に署名した場合には、保証人と手形所持人間に原因関係が存在することは推認し難い、これに反し、所持人の要請に応じて、手形保証人となつた場合、保証人と所持人の接触によつて、何らかの原因関係が存在することは容易に認定できるからである。本件は、Y_2はY_1学院の学長の地位にあり、かつ、Y_2はY_1振出の手形を持参し、A_1A_2の事務所にたずね、Y_1の手形に振出人のために手形保証すべく自ら署名・捺印したうえ、手形の割引をA_1A_2に依頼して交付したとの事実から推察すると、Y_1がA_1A_2から割引契約に基づいて手形割引代金を収取しながら、手形金を支払わなかつた場合には、Y_2はこの手形金の支払について保証するとの合意が、Y_2とA_1A_2との間になされていたと考えられる。ところが、Y_1とA_1A_2との間の割引契約は取消された結果無効となり、かつ、A_1A_2らは割引代金をまつたく支払つていないままであるから、当然、Y_2の手形保証の原因も消滅し、A_1A_2からの手形金の請求はY_2が拒絶できるとの結果になる。ところで、判旨は、本件手形をA_1A_2から取得したCと、Cから裏書譲渡を受けたXのいずれもが、Y_2に対する害意の取得者であると認定したが、この事実認定は不十分の感を免れない。判旨はY_1の抗弁事実に関するC及びXの害意取得の認定については詳細になしたが、Y_2の事情については、全然論及していない点は片手落といわざるを得ない。推測ではあるが、あるいは、判旨はY_1の抗弁事由に対するC及びXの害意の認定をY_2の場合にも援用しうると考えたのかもしれない。仮りにそうであれば、それはそれぞれ別個の事実であるから、援用はできないは

ずである。

これに反して、この点についての事実認定の補足があつた上で、C、Xは手形保証人Y_2に対し害意取得者であるから、Y_2はC、Xに対し自己の抗弁を主張できるとの判断を下したのであれば、それは妥当であると言える。

黄清溪

〔最高裁民訴事例研究一八五〕

昭五五3（最高民集三四巻二号一二三頁）

不動産の所有権移転経過の認定について弁論主義違反の違法があるとされた事例

遺留分減殺請求事件（昭和五五年二月七日第一小法廷判決）――破棄差戻

原告ら（X・X′・X″）は第一審で請求が棄却されたのち控訴審で訴を交換的に変更したものであつて、事件名は、変更前の請求内容を表示する慣例であるため、当面の請求内容との関係では適切でないことに注意しておきたい。

変更後の訴は、原告らから目的土地の登記簿上の単独所有名義人Yに対し、各持分五分の一の所有権移転登記手続を求めるものであつて、目的土地は訴外Aから、Yの亡夫yが買得したものとしてAからyへの移転登記がせられていたため、yの死亡によつてその妻Y′が相続に基づき更にこれを取得したかのように登記せられ、従つて登記簿上はYの単独所有名義になつているが、実は目的土地をAから買得したのは訴外・亡甲であつて、当時税金対策上かりにy名義に登記しておいたものにすぎないから、甲の死亡によつて目的土地はXらを含む甲の五子が共同で相続したのであり、Yが単独にこれを所有しうる理由はない、というのである。甲には長男Y′（訴の変更前には被告の一人とされていた）・次男y（被告Yはその妻）・三男X・第四子X′・第五子X″の五人の子があつたこと、甲が昭和三四年、yが昭和三九年それぞれ死亡したこと、登記名義の移転経過が形式上は右の通りであること、および、AからyへのA所有権移転登記が昭和二八年のことであることは、当事者間に争がない。被告（被控訴人）Y側では、Ay間の売買は、実質的にも、真実、AからyへのA売却として行われたものであると、主張するのである。

控訴審は、目的土地のAからの売却が、甲の（あるいはその代理人と称する者の）関与のもとに、実際には昭和二三年頃行われたものであつて、昭和二八年までの間には長い登記未了の期間があつたことを認定したうえ、次のように言つた。事案の実相を察するために重要であるから、長くなるのを厭わずに引用を敢てしないわけにいかないであろう。

曰く、云々・云々・等の証拠を綜合すると、亡甲は戦前からカネ辰の商号をもつて死亡に至るまで材木商を営んでいたこと、右営業中営業地上には右材木商に供用される工場と機械器具があつたが、それらは昭和二